

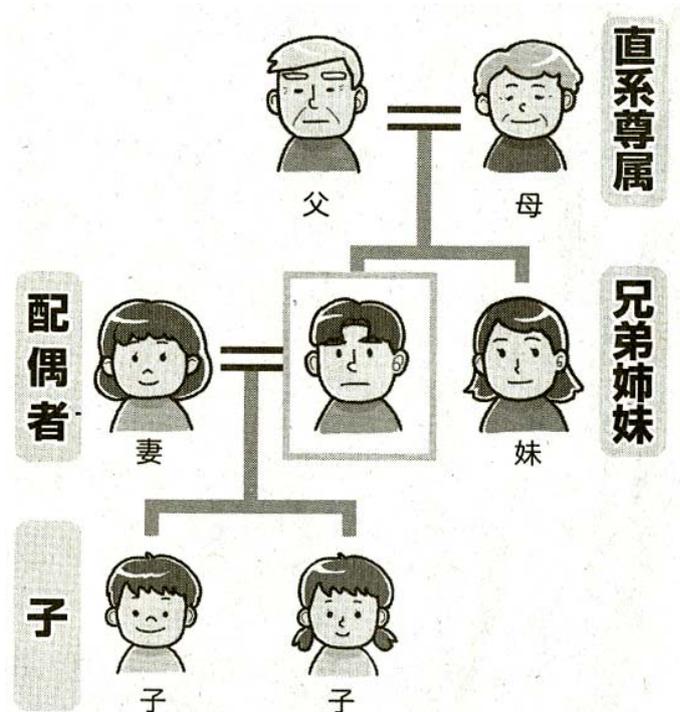
相続人の範囲

民法で相続人の定め

ある人が亡くなったときにその人（被相続人）についての相続が開始します（民法 882 条）。

遺言があれば基本的には相続財産は遺言に従って分けられますが、遺言がない場合は法律で相続人の範囲、順位（法定相続人）とそれぞれの相続人の相続分（法定相続分）が定められていますので、それに従います。

法定相続人は血族相続人と配偶者に分けられ、血族相続人とは、具体的には被相続人の子とその代襲相続人、直系尊属、兄弟姉妹とその代襲相続人をいいます。



配偶者

被相続人の配偶者は血族相続人と並んで常に相続人となります（同 890 条）。配偶者とは法律上婚姻届を出した現在の配偶者に限られ、内縁の配偶者は相続人になりません。

血族相続人

(1). 子

被相続人の子は血族相続人の中で第一順位の相続人になります。子が数人あるときは同順位で相続します。実子と養子の別、嫡出子と非嫡出子の別を問いません。他人の養子になった者は養父母だけでなく実父母の相続人にもなります（ただし特別養子は別）。

子が数人あるときは、その相続分は原則として平等です。嫡出子と非嫡出子とがいる場合、いずれも相続人となりますが、非嫡出子の法定相続分は嫡出子の 2 分の 1 とされています（同 900 条 4 号但書）。

被相続人からみて、子が親である自分よりも先に死亡している場合、子の子である孫が子に代わって相続人になります。これを代襲相続といいます（同 887 条②）。

(2). 直系尊属

子が一人もなく、子を代襲すべき者がいない場合（孫がいても子が相続放棄した場合は代襲しません）、直系尊属が相続人になります。直系尊属とは、父母、祖父母、曾祖父母などをいいますが、直系尊属の中では親等の近い者が優先します（同 889 条①1 号但書）。親等を同じくする直系尊属が数人いるときは、共同相続人となります。

(3). 兄弟姉妹

第一順位の相続人も、第二順位の相続人もいない場合、被相続人の兄弟姉妹が相続人となります。兄弟姉妹が数人あるときは同順位で相続人となりますが、父母いずれかが異なる兄弟姉妹の法定相続分は父母を同じくする兄弟姉妹の2分の1とされています（同900条4号但書）。

兄弟姉妹が相続人となる場合も代襲相続が認められますが、代襲相続人となるのは兄弟姉妹の子（被相続人のおい、めい）までとされています。